

岩手県立大学盛岡短期大学部外国人留学生規程

制定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 48 号

改正 令和 2 年 3 月 10 日 規程第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岩手県立大学盛岡短期大学部学則（以下「学則」という。）第 43 条の規定に基づき、外国人留学生に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 外国人留学生とは、日本国籍を有しない者（日本において、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者を除く。）で本学に入学を許可された者をいう。

(区分)

第 3 条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般学生
- (2) 科目等履修生
- (3) 聴講生
- (4) 特別聴講学生
- (5) 研究生

(入学の資格)

第 4 条 一般学生又は科目等履修生として入学することができる者は、外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者とする。

2 特別聴講学生として入学することができる者は、本学との協議に基づき、単位の互換が認められた外国の大学又は短期大学に在学する者とする。

3 研究生として入学することができる者は、外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者でこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第 5 条 外国人留学生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）

は、別に定める書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに、学長に提出しなければならない。

(選考)

第6条 入学の選考は、一般入学志願者と同じ方法で行う。ただし、これにより難しい事情があると認めた場合は、特別の選考を行うことができる。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による入学手続を完了した者に入学を許可する。

(準用)

第8条 本学の学則及び諸規程のうち学生に関する規定並びに科目等履修生に関する規定、聴講生に関する規定、特別聴講学生に関する規定及び研究生に関する規定は、外国人留学生に準用する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。